

# 特定非営利活動法人全国言友会連絡協議会 運営・会議基本規程

## 第1条（目的）

下記の項目を目的として、本規程を定める。

- (1) 全言連の事業を円滑に実施できること。
- (2) 運営において健全で前向きな議論ができること。
- (3) 多様な意見を尊重し、全ての参加者の知恵を結集できること。
- (4) 全ての参加者が安心して運営に関与できること。
- (5) 運営方法の見直し・改善がスムーズにはかれること。

## 第2条（参加者の基本ルール）

1. 参加者は意見を傾聴する姿勢を持ち、多様な視点や異なる考えを尊重する。
2. 参加者はアサーティブ（自他を尊重した自己主張）なコミュニケーションを心掛ける。
3. 参加者は内外（インターネットやSNS等を含む）において、一方的な批判および軽蔑、侮辱、威嚇、恫喝、差別を行ってはならない。
4. 参加者は個人情報の取り扱いに細心の注意を払うと同時に、内部の情報を個人の判断で外部（インターネットやSNS等を含む）へ流出させてはならない。

## 第3条（会議運営の基本ルール）

1. 会議の主催者は会議の目的・議題・日時を適切な時期に周知する。
2. 会議の主催者は議題に相応しい者が参加しているか、及び出席すべき者が排除されていないかを確認し、必要な場合はその是正を図る。
3. 会議の主催者は報告事項と審議事項を明確に区分けし、報告事項は事前の処理と簡便化を図る。
4. 会議の主催者は決定事項、保留事項およびその対策を含めた最終確認を必ず行なう。
5. 会議の司会者は出席者の自主性を促すための進行を心掛け、発言が特定の者に偏らないよう、多様な意見を聞き取る。
6. 会議の司会者は決議事項の取り扱いにおいて、少数意見を尊重し慎重な対応を図った上で、多数の賛成によって決定する。

## 第4条（罰則）

1. 第2条（参加者の基本ルール）を遵守できない者は、運営への参加資格を失う。
2. 第3条（会議運営の基本ルール）を遵守できない者は、会議へ出席することを認められない。
3. 運営において第2条3項に該当する行為が確認され、必要と認められる場合は、然るべき法的措置を講じる。
4. 上記1～3項の判断及び実施は、理事会によって行なわれる。

以上